

令和3年4月9日
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

**民間競争入札実施事業
「原子力オフサイトセンターの通信設備等維持管理業務」の評価について（案）**

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第7条第8項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事 項	内 容
実施行政機関等	原子力規制委員会原子力規制庁
事業概要	緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）のうち対象の5拠点（茨城、川崎、横須賀、熊取、東大阪）に係る通信設備等の①月例点検、②不具合手続対応等、③調査・立会業務、④緊急時支援、⑤地震発生時の設備点検を実施するもの。
実施期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日
受託事業者	① 茨城県原子力オフサイトセンター：原電エンジニアリング株式会社 ② 神奈川県川崎オフサイトセンター：原電エンジニアリング株式会社 ③ 神奈川県横須賀オフサイトセンター：株式会社関電工 ④ 大阪府熊取オフサイトセンター：東芝ITサービス株式会社 ⑤ 大阪府東大阪オフサイトセンター：東芝ITサービス株式会社
契約金額（税抜）	31,678,000円（単年度当たり）
入札の状況	5拠点すべてにおいて複数応札 ① 茨城県原子力オフサイトセンター：4者応札 ② 神奈川県川崎オフサイトセンター：4者応札 ③ 神奈川県横須賀オフサイトセンター：3者応札 ④ 大阪府熊取オフサイトセンター：2者応札 ⑤ 大阪府東大阪オフサイトセンター：3者応札
事業の目的	平時からオフサイトセンター内の通信設備等を点検、維持管理することにより、実用炉等において緊急事態が発生した場合、関係機関間において情報を共有し、災害対策を迅速かつ的確に実施することを目的とする。
選定の経緯	競争性に課題があったことから、公共サービス改革基本方針（平成26年7月11日閣議決定）別表において新規事業として選定された。

II 評価

1 概要

終了プロセスに移行することが適当である。

2 検討

(1) 評価方法について

原子力規制庁から提出された平成29年4月から令和2年11月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行う。

(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容	
確保されるべき質の達成状況	以下のとおり、適切に履行されている	
確保されるべき水準	評価	
実用炉において緊急事態が発生した場合及び大規模地震等が発生した場合に、実施担当者や原子力規制事務所の原子力防災専門官から要請があり、交通機関等の支障がない限り、2時間以内に5名が参集し、T V会議システム等の立ち上げを実施できたこと。	<p>【適】</p> <p>評価対象期間中、対象の5拠点が所管する地区に所在する実用炉、研究炉等において緊急事態が発生した事案及び大規模地震等が発生した事案はなかった。</p> <p>なお、受注者から提出された「適合証明書」により、発生から2時間以内にT V会議システム等を立ち上げることが可能な緊急時支援要員5名以上が参集できることを確認しており、指標を達成している。</p>	
指定地域の震度5弱以上の地震発生時に原子力規制事務所の原子力防災専門官の指示に基づき設備の健全性の点検確認が実施できていること。	<p>【適】</p> <p>評価対象期間中、指定地域で震度5弱以上を観測した際、原子力防災専門官の指示に基づき設備の健全性の点検確認を実施しており、指標を達成している。</p>	

	<p>「原子力災害対策時の維持管理会社参集者の助勢技術レベル」に示す習熟度レベルにある人員数が、規制庁が実施する月例点検において確保されていること。</p>	<p>【適】</p> <p>評価対象期間中、習熟度レベルの確認を 5 抱点で計 17 回実施し、全てのケースで必要な人員数が確保されていることを確認しており、指標を達成している。</p>
	<p>設備不具合発生時に、原子力規制庁からの連絡後 2 時間以内にオフサイトセンターに参集できること。</p>	<p>【適】</p> <p>評価期間中、設備不具合発生時に 2 時間以内にオフサイトセンターに参集するよう、原子力規制庁から連絡した事案はなかった。</p> <p>なお、受注者から提出された「適合証明書」により、連絡後 2 時間以内にオフサイトセンターに参集できる場所に勤務場所があることを確認しており、指標を達成している。</p>
また、①月例点検、②不具合手続対応等、③調査・立会については、受注者から原子力規制庁に提出される月例報告書その他の書類、年 1 回の原子力規制庁担当職員の点検立会のほか、必要な都度実施している電子メール及び電話等による連絡・状況確認により、確保されるべき業務の質は達成されている。		
民間事業者からの改善提案	<p>受注者が作成する「保守点検施工要領書」について、仕様書では各機器の外観の目視点検を行うこととされているところを、異音、異臭等の有無の確認も行うこととする等、各点検項目について、より具体的な点検手順、着眼点、詳細な判断基準等が記載され、受注者の創意工夫が反映されている。また、作業開始前のミーティングの実施や作業員の健康管理等、品質管理や安全対策に関する取組も盛り込まれており、業務の効率化及び質の向上のために一定の寄与があったものと考えられる。</p>	

(3) 実施経費（税抜）

(単位：円)

拠点	従前業務の実施経費 (A)	本業務の実施経費 (B)	増減額 (C)=(A)-(B)	増減率 (D)=(C/A)×100	
神奈川県川崎オフサイトセンター	5,900,000	5,740,000	160,000 減額	2.71%減	従前業務が 単年度契約 の事業
神奈川県横須賀オフサイトセンター	5,900,000	5,760,000	140,000 減額	2.37%減	
大阪府東大阪オフサイトセンター	7,000,000	7,000,000	0	0.00%減	
茨城県原子力オフサイトセンター	14,182,000	4,980,000	9,202,000 減額	64.9%減	従前業務が 5年契約の 事業
大阪府熊取オフサイトセンター	13,956,000	8,198,000	5,758,000 減額	41.3%減	
合計	46,938,000	31,678,000	15,260,000 減額	32.6%減	

※ 市場化テスト実施前の事業と本事業の実施経費を比較するに際し、熊取オフサイトセンター及び茨城オフサイトセンターについては、従前事業の5年契約のうち3年を経過した時点(平成27年4月1日付)で放射線測定器等が内閣府に移管され、これらの月例点検、定期点検が不要となったことから、現行事業と同一内容である契約変更後(平成27・28年度)の年度当たりの経費と現行事業の年度当たりの経費とを比較している。また東大阪オフサイトセンターについては、人件費単価(建築保全業務労務単価)の上昇を考慮すると、一定の経費削減効果があったと認められる。

(4) 選定の際の課題に対応する改善

課題	従前事業では、1者応札が継続している拠点が複数あったところ、入札参加要件の緩和(参集に要する時間を1時間から2時間へ変更、緊急時支援要員30名確保を削除等)、仕様書・引継ぎの明確化、契約年数(単年度から複数年度)や支払い方法(年払いから各月払い)の変更、従来の実施状況に関する情報の開示等を行うことにより、すべての拠点において複数応札となり、競争性の改善が認められた。
----	--

(5) 評価のまとめ

業務の実施にあたり確保されるべき達成目標として設定された質については、全て目標を達成していると評価できる。

また、民間事業者の改善提案により、保守点検施工要領書の各点検項目についての、より具体的な点検・判断基準の記載等、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できる。

実施経費についても、一定の経費削減効果があったものと評価でき、公共サービスの質の維持向上と合わせて、経費の削減の双方の実現が達成されたものと評価できる。

なお、本事業の実施期間中に委託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反行為等もなかった。また、今後は、原子力規制委員会に設置している外部有識者で構成される「物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会」等において、事業実施状況のチェックを受けることが予定されている。

(6) 今後の方針

本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」(平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定) II. 1. (1) の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適當であると考えられる。

市場化テスト終了後の事業実施については「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、原子力規制庁が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたい。

令和3年3月24日
原子力規制委員会原子力規制庁

民間競争入札実施事業
「原子力オフサイトセンターの通信設備等維持管理業務」の実施状況について

I 業務の概要

1. 対象公共サービスの概要

本業務は、「原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令」(平成24年文部科学省・経済産業省令第3号。以下「府令」という。)及び府令の下に規定された「オフサイトセンターに係る設備等の要件に関するガイドライン」(平成24年9月内閣府)において緊急事態応急対策等拠点施設(以下「オフサイトセンター」という。)に具備すべき要件を示された設備のうち、通信設備等の維持管理を、維持管理業者において役務として実施するものである。

具体的な実施業務は、対象の5拠点(オフサイトセンター)に係る通信設備等の①月例点検、②不具合手続対応等、③調査・立会業務、④緊急時支援、⑤地震発生時の設備点検である(④、⑤の業務に係る経費は、別途精算することとしている。)。

2. 実施期間

平成29年4月1日～令和4年3月31日

(評価対象期間：平成29年4月1日～令和2年11月30日)

3. 受託事業者

対象の5拠点(オフサイトセンター)に係る維持管理業務の受注者は、以下のとおり。

- ① 茨城県原子力オフサイトセンター：原電エンジニアリング株式会社
- ② 神奈川県川崎オフサイトセンター：原電エンジニアリング株式会社
- ③ 神奈川県横須賀オフサイトセンター：株式会社関電工
- ④ 大阪府熊取オフサイトセンター：東芝ITサービス株式会社
- ⑤ 大阪府東大阪オフサイトセンター：東芝ITサービス株式会社

4. 受注者決定の経緯

本業務の入札方式は一般競争入札(最低価格落札方式)とし、平成29年1月13日に5か所の拠点ごとに入札説明会を実施し、それぞれ2～4者(延べ17者)の参加があった。入札説明会の会場は、対象の拠点又は対象の拠点が所在する府県の他の拠点とした。

その後、入札説明会に参加した17者のうち16者から、同年2月1日の期限までに入札を行うための所要の条件を満たすことを証明するための適合証明書の提出があり、同16者の参加を得て同年3月1日に入札を実施した。同日、開札の上、拠点ごとに最低価格を提示した者を落札者とした。

II 確保されるべきサービス質の達成状況及び評価

平成29年4月1日から令和2年11月30日までの間(評価対象期間)の実施状況における確保すべき質の達成状況は以下のとおり。

なお、全5拠点が、該当する事象の発生がなかったものを除き、各項目において、測定指標として定められた事項は全て達成している。

測定指標	評価	備考
実用炉において緊急事態が発生した場合及び大規模地震等が発生した場合に、実施担当者や原子力規制事務所の原子力防災専門官から要請があり、交通機関等の支障がない限り、2時間以内に5名が参集し、ＴＶ会議システム等の立ち上げを実施できたこと。	評価対象期間中、対象の5拠点が所管する地区に所在する実用炉、研究炉等において緊急事態が発生した事案及び大規模地震等が発生した事案は無かった。	入札に先立ち、受注者を含む応札予定者から提出された「適合証明書」により、原子力施設の事故、大規模地震発生時に、交通機関等の障害がない限り、発生から2時間以内にＴＶ会議システム等を立ち上げることが可能な緊急時支援要員5名以上が参集できることを確認している。
指定地域の震度5弱以上の地震発生時に原子力規制事務所の原子力防災専門官の指示に基づき設備の健全性の点検確認が実施できていること。	評価対象期間中、指定地域で震度5弱以上を観測した地震発生が1回あった。その際、原子力防災専門官の指示に基づき設備の健全性の点検確認を実施しており、指標を達成している。	
「原子力災害対策時の維持管理会社参集者の助勢技術レベル」*に示す習熟度レベルにある人員数が規制庁が実施する月例点検において確保されていること。	「原子力災害対策時の維持管理会社参集者の助勢技術レベル」に示す習熟度レベルの確認は、各月に実施する月例点検の内、年に1度原子力規制庁が立会いを行う回に実施することとしている。 評価対象期間中、習熟度レベルの確認を5拠点で計17回実施し、全てのケースで必要な人員数が確保されていることを確認しており、指標を達成している。	※は別添参照。
設備不具合発生時に、原子力規制庁からの連絡後2時間以内にオフサイトセンターに参集できること。ただし、連絡が平日17時以降、土日祝日(2(1)イ(1)c(b)項の土日祝日の括弧内に記述する日を含む。)及び年末年始(12月29日～翌年1月3日までの間)の場合は翌営業日の営業開始時間から2時間以内にオフサイトセンターに参集できること。	入札に先立ち、受注者を含む応札予定者から提出された「適合証明書」により、連絡後2時間以内にオフサイトセンターに参集できる場所に勤務場所があることを確認しており、指標を達成している。	評価期間中、設備不具合発生時に2時間以内にオフサイトセンターに参集するよう、原子力規制庁から連絡した事案はなかった。

また、①月例点検、②不具合手続対応等、③調査・立会については、受注者から原子力規制庁に提出される月例報告書その他の書類、年1回の原子力規制庁担当職員の点検立会のほか、必要な都度実施している電子メール及び電話等による連絡・状況確認により、確保されるべき

業務の質は達成されているものと判断される。

III 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

本業務における設備点検に当たっては、点検すべき事項に遗漏のないようにするために、受注者が自ら「保守点検施工要領書」を作成することとなっている。

本業務の遂行には高度・特殊な技術を必要とせず、どのような民間事業者が受注しても、その品質にそれほど大きな差異は生じにくいとも考えられるが、実際に受注者が作成した保守点検施工要領書を確認すると、例えば、仕様書では各機器の外観の目視点検を行うこととされているところを、異音、異臭等の有無の確認も行うこととしている等、本業務の仕様で求める月例点検等の各点検項目について、より具体的な点検手順、着眼点、詳細な判断基準等が記載され、受注者の創意工夫が反映されている。また、受注者によっては、例えば、作業開始前のミーティングの実施や作業員の健康管理等に関すること等、品質管理や安全対策に関する取組等の具体的な記述も盛り込まれており、業務の効率化及び質の向上のために一定の寄与があったものと考えられる。

IV 競争入札の状況及び評価

1. 入札までの経緯

次の日程により、各拠点に係る業務ごとに調達手続を実施した。

平成28年12月26日	入札公告
平成29年 1月13日	入札説明会
2月 1日	適合証明書受領期限
3月 1日	入札及び開札

本業務の受注者である3者を含む6者（延べ17者）が説明会に出席。17者中16者から適合証明書が提出され、同16者により入札が行われた。

2. 評価

従前業務（平成28年度までの業務）では、5拠点のうち2拠点について入札参加者が1者のみとなり競争性に課題が認められたが、以下の（1）から（7）までの競争性改善の取組を行った結果、全ての拠点で入札参加者が2者以上となった。

- (1) 単年度契約であった拠点については、複数年度契約に変更
- (2) 仕様書の記載の具体化・詳細化
- (3) 年払いから月払いに変更
- (4) 入札参加要件の緩和（参考に要する時間（茨城・熊取で「1時間以内」→「2時間以内」）等）
- (5) 入札説明会会場の現地化（原子力規制庁（東京）→ 当該拠点又は所在府県内の拠点）
- (6) 従来の実施状況に関する情報の開示
- (7) 従前業務受注者からの引継ぎを保証

V 実施経費の状況及び評価

従前業務の実施経費（平成28年度の業務の実施に要した経費）と本業務の実施経費（1年

当たりの契約額)とを下表のとおり比較した。

本業務の直前の従前業務を単年度契約により実施していた川崎、横須賀及び東大阪の3拠点(以下「Aグループ」という。)については、合計で約0.3百万円(約1.6%)、従前業務を5年契約により実施していた茨城及び熊取の2拠点(以下「Bグループ」という。)については、合計で約15百万円(約53%)のコスト削減を達成した。

【Aグループ(直前の従前業務が単年度契約の拠点)】 (単位:円)(消費税含まず)

拠点	従前業務の実施経費 (A)	本業務の実施経費 (B)	削減額 (C)=(A)-(B)	削減率 (D)=(C)/(A)
神奈川県川崎オフサイトセンター	5,900,000	5,740,000	160,000	2.71%
神奈川県横須賀オフサイトセンター	5,900,000	5,760,000	140,000	2.37%
大阪府東大阪オフサイトセンター	7,000,000	7,000,000	0	0.00%
合計	18,800,000	18,500,000	300,000	1.60%

【Bグループ(直前の従前業務が5年契約の拠点)】 (単位:円)(単年度換算、消費税含まず)

拠点	従前業務の実施経費 (A)	本業務の実施経費 (B)	削減額 (C)=(A)-(B)	削減率 (D)=(C)/(A)
茨城県原子力オフサイトセンター	14,182,000	4,980,000	9,202,000	64.9%
大阪府熊取オフサイトセンター	13,956,000	8,198,000	5,758,000	41.3%
合計	28,138,000	13,178,000	14,960,000	53.2%

(5拠点合計)	従前業務の実施経費 (A)	本業務の実施経費 (B)	削減額 (C)=(A)-(B)	削減率 (D)=(C)/(A)
合計	46,938,000	31,678,000	15,260,000	

AグループとBグループとで本業務への移行によるコスト削減の効果に大きな差が生じた理由については、以下のとおり推察される。

- (1) 対象となる従前業務の契約時期(Aグループは平成28年度、Bグループは平成24年度)により、入札参加者による入札額の設定の考え方方が異なると考えられること。特に、単年度契約により業務を実施していたAグループにおいては、前年度までの実績を反映した入札額の見直しを年度ごとに実施できたことで、平成28年度までに一定の経費削減が進んだ。
- (2) Bグループは、平成24年度以前から1者入札が続いていたが、入札参加に係る要件の緩和等により、複数の者の入札を促すことができたこと。

VI 評価のまとめ

本業務の民間競争入札の実施状況は以下のとおり。

- (1) 評価対象期間中に受注者が業務改善指示等を受け、又は業務に係る法令違反等の指摘を受けた事案はなかった。
- (2) 外部有識者で構成される「物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会」等で業務の実施状況のチェックを受ける体制が整備されている。
- (3) 本業務の入札においては、5拠点に係る業務の全てで2者以上の応札があり、競争性は確保されていた。
- (4) 評価対象期間中の対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標については、達成していた。
- (5) 実施経費については、従前業務（平成28年度までの業務）と比較して、本業務では5拠点合計で1年度当たり約15.3百万円のコスト削減の効果をあげた。

VII 今後の方針

上述のとおり、本業務については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定）に定める市場化テストを終了する基準を満たしており、良好な実施結果が得られていることから、本業務の終了をもって、市場化テストを終了することとした。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じてチェックしていただいた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項を踏まえた上で、引き続き公共サービス改革法の趣旨に基づき、原子力規制庁として、公共サービスの質の向上、コスト削減を図る努力をして参りたい。

以上

原子力災害対策時の維持管理会社参考者の助勢技術レベル

オフサイトセンター機能班の活動の助勢者の習熟レベルを以下に示す。

本項目は月例点検時に規制庁が必要人員を満たしているか確認を行うための基準であるが、レベルを維持できるよう習熟に努めるものとする。

なお、各項目とも記載内容全ての項目が問題なく実行されたことを確認して、そのレベルに達していると認定する

NO	項目	要求レベル			各レベルの必要人員
		レベルⅠ	レベルⅡ	レベルⅢ	
0	設備全般	—	以下のNo. 1～No.7までのシステムのレベルⅡ以上の操作のすべての項目が実施できること。(作業責任者はレベルⅡ以上を期待する。)	同左	レベルⅡ以上: 3人以上
1	TV会議システム(映像装置)	TV会議システム(全体及び予備(可搬タイプを含む))の起動・停止操作が実施できる。	同左	同左	レベルⅠ以上: 8人以上 レベルⅢ:4人以上
		TV会議接続場所の選定及び接続操作が画面及び音声調整を含めて実施できる。	同左	同左	
		TV会議の会議室用カメラ操作で、プリセット位置登録が実施できる。	同左	同左	
		—	TV会議室への途中からの退出・追加参加操作が実施できる。	同左	
		—	TV会議画面のレイアウト変更操作(会議の分割、位置の移動)が実施できる。	同左	
		—	TV会議の録画及び録画映像の送信操作が実施できる。(注:送信操作はHDDから直接送信できない)	同左	
		—	—	一部参加者の映像送信停止及び音声停止操作が実施できる。	
		—	—	書画カメラ装置を操作し、映像を情報配信できる。	
		—	—	共有画面操作及び画像の選択配信操作において映像切替及び送信操作が実施できる。	
		—	—	専用系PCからTV会議システムに情報配信操作が実施できる。	
		—	—	固定型衛星通信システムを経由したTV会議システムの接続操作が実施できる。	
		TV会議システム(全体・予備(可搬タイプを含む))の停止操作が実施できる。	同左	同左	
2	広報カメラシステム	広報カメラシステムの起動操作が実施できる。	同左	同左	レベルⅢ:2人以上
		広報カメラを操作し、視点を移動できる。	同左	同左	
		—	プレスルームへの映像配信を行い、4画面で表示できる。	同左	
		—	プレスルームへの映像配信を行い、1画面で表示できる。	同左	
		広報カメラシステムの停止操作が実施できる。	同左	同左	
3	気象情報システム	気象情報システムの起動操作が実施できる。	同左	同左	レベルⅠ以上: 4人以上 レベルⅢ:2名以上
		第一から第二データセンター又はその逆へと送信元の切り替え操作が実施できる。	同左	同左	
		—	各種気象画面を表示させることができる。	同左	
		—	—	気象予報画面の登録及び印刷を実施できる。	
		気象情報システムの停止操作を実施できる。	同左	同左	
4	ノートPC	ノートPCの起動操作が実施できる。	同左	同左	レベルⅠ以上: 8人以上 レベルⅢ:4名以上
		専用系画面から一般系仮想デスクトップを起動することができます。	同左	同左	
		—	ワード又はエクセル等で資料作成し、印刷できる。	同左	
		—	作成文章をメールにて送受信することができます。	同左	
		—	—	複合機でスキャンして、作成文書をPDF等の電子データにすることができます。	
		—	—	複合機で電子化した文書をPCへ保存することができます。	
		ノートPCの停止操作が実施できる。	同左	同左	
5	電話・FAX設備	I、II、III型電話機から公衆回線・専用線を使用した電話のかけ方について承知している(口頭確認)	同左	同左	レベルⅠ以上: 4人以上 レベルⅡ:2名以上
		—	I型電話機の音量調整、ミュート操作及び短縮・リダイヤル操作が実施できる。	同左	
		—	I型、II型電話機を使用した招集型電話会議の操作(8者会議等)が実施できる。	同左	
		—	I型、II型電話機を使用した参加型電話会議の操作が実施できる。	同左	
		—	登録専用系及び公衆回線系回線によるFAXの送信が実施できる。	同左	
		固定型衛星回線を使用した電話及びFAXの操作が実施できる。	同左	同左	
		PCTV会議システムの起動ができる。	同左	同左	
6	PCを使用したTV会議操作	会議室(4又は8者会議)を選択し、PCTV会議の接続ができる。	同左	同左	レベルⅠ:4人以上
		PCTV会議を終了することができる。	同左	同左	
		携帯衛星電話の設置及び起動ができる。	同左	同左	
7	携帯衛星電話	—	携帯衛星電話をかけることができる。	同左	レベルⅠ以上: 5人以上 レベルⅡ:3名以上
		衛星携帯電話の終了及び撤去ができる。	同左	同左	